

さっぽろ支部だより

2012年

北海道行政書士会札幌支部

第

126号



contents

もくじ

広報月間の活動報告	2~3
札幌支部会員交流会	4~6
一般研修・地区連絡会報告	7
24時間テレビに参加しました	8
いまさら聞けない「業際問題」	9~11
事務局からの報告・編集後記	12

広報月間の活動報告

訪問先趣旨説明

監察広報部長 長谷川より、今回の行政書士広報月間における訪問先についての主旨説明をさせていただきます。

1. 日本行政書士会連合会からの要請

農業委員会については、日行連から文書で訪問の依頼が来ているため、平成21年度から引き続き訪問先に加えていますが、昨年度よりJAさっぽろも加え、さらに農地転用等について非行政書士が関わることを排除していくことを目的としています。

2. 老人福祉センターの追加

4年ほど前から札幌支部では、札幌市内の老人福祉センター計10箇所のうち半数近くで出張相続遺言セミナーを開催して参りました。今年度は札幌市内だけではなく支部管轄の地方においても開催を計画しています。今後も継続的に本セミナー開催を検討しておりますので、各老人福祉センターとの関係を深めるため訪問先に追加した次第です。

監察広報部からのお願い

日本行政書士会連合会では「行政書士制度広報月間」として、毎年10月1日～31日までの間に、全国の行政書士会と連携して非行政書士の排除とより広く国民への行政書士制度の普及を目指しています。札幌支部でも広報活動として例年上記期間に、多くの官公署及び関連各所へ支部理事が訪問して非行政書士の排除と行政書士のアピール及び制度の普及活動を行っています。

そこで会員の皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。次ページは今回の広報月

間の訪問先リストが掲載されており、本ページ上記については、訪問先のいくつかにつきましての趣旨説明があります。会員の皆様にお伺いしたいのは、これ以外のもので訪問した方がいいのではと考えられる機関及びその理由をお伺いしたいと思います。

集まった貴重なご意見は、理事会等で検討させていただき次年度以降の広報月間の訪問先を検討する際に参考にさせていただきたいと思います。

◆ ご意見は札幌支部事務局へFAX及びメールでお願いいたします。 ◆

FAX (011) 271-6126

E-mail gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

※ 知り合いの理事にお伝えいただいても結構です。

今回の行政書士制度広報月間での主な訪問先は次のとおりです。

◆ 北海道関係 ◆

北海道知事 北海道議会（正副議長）	石狩振興局産業振興部建設指導課 同・地域振興部総務課主査（事業管理）	同・産業振興部商工労働観光課 同・地域振興部環境生活課
----------------------	---------------------------------------	--------------------------------

◆ 札幌市関係 ◆

札幌市役所（市長） 札幌市議会（正副議長） 総務局広報部市民の声を聞く課 市民まちづくり局地域振興部戸籍住民課 財政局管財部契約管理課 環境局環境事業部事業廃棄物課 保健福祉局保健福祉部介護保険課・障がい福祉課 札幌市農業委員会 札幌地区軽自動車協会 大通証明センター	区役所・まちづくりセンター ・中央区 ・東区 ・西区 ・南区(含：定山溪まちづくりセンター) ・北区(含：篠路まちづくりセンター) ・豊平区 ・白石区 ・手稲区 ・清田区 ・厚別区	老人福祉センター ・中央老人福祉センター ・東老人福祉センター ・白石老人福祉センター ・厚別老人福祉センター ・豊平老人福祉センター ・清田老人福祉センター ・南老人福祉センター ・西老人福祉センター
---	--	---

◆ 警察署関係 ◆

札幌方面中央警察署交通課 札幌方面中央警察署生活安全課 札幌方面東警察署交通課 札幌方面東警察署生活安全課 札幌方面西警察署交通課 札幌方面西警察署生活安全課 札幌方面南警察署交通課 札幌方面南警察署生活安全課	札幌方面北警察署交通課 札幌方面北警察署生活安全課 札幌方面豊平警察署交通課 札幌方面豊平警察署生活安全課 札幌方面白石警察署交通課 札幌方面白石警察署生活安全課 札幌方面厚別警察署交通課 札幌方面厚別警察署生活安全課	札幌方面手稲警察署交通課 札幌方面手稲警察署生活安全課 札幌方面千歳警察署交通課 札幌方面千歳警察署生活安全課 札幌方面江別警察署交通課 札幌方面江別警察署生活安全課
--	--	--

◆ その他関係官公署 ◆

札幌大通公証役場 中公証役場 北海道運輸局札幌運輸支局 札幌地区軽自動車協会 入国管理局 千歳市役所 千歳市役所農業委員会	恵庭市役所 恵庭市役所農業委員会 北広島市役所 北広島市役所農業委員会 石狩市役所 石狩市役所農業委員会 江別市役所	江別市役所農業委員会 当別町役場 当別町役場農業委員会 新篠津村役場 新篠津村役場農業委員会
---	--	--

◆ 関連団体関係 ◆

札幌商工会議所 かでの 2・7 北海道立消費生活センター エルプラザ（消費者センター）	エルプラザ（男女共同参画センター） エルプラザ（市民活動サポートセンター） エルプラザ（環境プラザ） 社会福祉法人 札幌市福祉事業団	札幌市身体障害者福祉協会 札幌市農業協同組合
--	---	---------------------------

第5回札幌支部会員交流会

平成24年8月5日（日）に第5回目となる札幌支部会員交流会が開催されました。

今回は札幌ドームでプロ野球の北海道日本ハムファイターズ対東北楽天ゴールデンイーグルスの試合を観戦をした後、ニッカフーディングバー・ドワで懇親会が行われ、それぞれおよそ30名が参加しました。

野球観戦では、白熱した戦いに参加者も思わず夢中になって声援を送っていました。

チームのユニフォームシャツを着て来た方もいれば、野球観戦が今回初めてという方もいましたが、ファンが一体となって応援する野球の魅力を、皆楽しむことが出来たのではないのでしょうか。

延長の末、試合は引き分けに終わりましたが、会場を移動しての懇親会では、お洒落な店内で美味しいお酒と食べ物を満喫しながら、参加者同士で交流を深めていました。

● ファイターズの本拠地 札幌ドーム



● VS 東北楽天ゴールデンイーグルス!



● ドームの様子



● 夢中になって観戦中





● 風船に空気を入れて…



● さあ飛ばすぞ～



● 目が釘付けとはこのことです



● こちらは釘付けです



● 試合は延長へ突入



● 応援にも熱が入ります



● お疲れさまでした！



● 懇親会会場



● 乾杯!



● 食べ物も美味でした



● 至福の一杯



● 満足♪



● 満腹♪



● 満喫しています



● 良いカンジです



● 大分良いカンジです

● 大満足♪



● お疲れさまでした

支部研修報告

一般研修 第1回

テ ー マ	「NPO法と民法の改正について」
日 時	平成24年6月26日（火） 13：30～15：30
場 所	かでの2・7 802研修室
講 師	板垣 俊夫 札幌支部会員
受 講 者	66名

この研修では、平成24年4月1日から施行された「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（改正NPO法）」を中心にお話いただきました。また民法等の改正につ

いても詳しく解説していただきました。会場が満席になる程の参加人数となり、参加された皆様には、是非業務に生かして欲しいと思います。

一般研修 第2回

テ ー マ	「行政書士の入管業務の基礎～入管法改正のポイントと申請取次の実務～」
日 時	平成24年7月27日（金） 13：30～15：30
場 所	かでの2・7 520研修室
講 師	滝沢 俊行 札幌支部会員
受 講 者	56名

研修会の前半は、平成24年7月9日から施行された改正入管法により、これまでと今後の取り扱いの変化についてポイントを踏まえ、詳細に説明していただきました。

後半は、申請取次の実務の例として、国

際結婚について具体的な資料をもとに解説していただきました。外国人に関連する取扱いの難しさに触れながら、参加した皆、熱心に受講していました。

札幌支部地区連絡会

日 時	平成24年7月11日（水） 18：00～19：00
場 所	北海道行政書士会館 2階

札幌支部地区連絡会規則に基づき、北・中・東・南の各分区長を初め区長、支部長、副支部長、総務部理事等、構成員25名が集まりました。

第9回目となる地区連絡会の審議内容は支部長挨拶から始まり、規則・報告文（回覧板）・連絡フロー等を説明し、参加者全

員で確認しました。最後に行った各人の自己紹介・挨拶の中では情報の発信方法や取扱う記事等について、ご意見・ご要望が出されました。今後の支部会員に対する情報伝達の向上と、会員相互間の交流活性化に役立てたいと思います。

24時間テレビ35「愛は地球を救う」に参加しました。

平成24年8月25日（土）から26日（日）にかけてSTV（札幌テレビ放送）にて24時間テレビのチャリティーイベントが行われました。

昨年は札幌支部前で募金活動と無料相談を行っていましたが、今年は北海道会のイベントブースにて、北海道会と連携しながら一緒にSTV募金応援隊に参加しました。

募金箱設置・無料相談等のチャリティー活動を行いながら、札幌支部では「たくま

くん」のイラストがプリントされた風船を用意して子供たちに配りました。26日の朝8時から風船を作り配り始めましたが、午後3時頃にはヘリウムガスが無くなってしまいました。風船の他にもイベント用景品が終了時間前に品切れになってしまう程、大変盛況のうちにチャリティーイベントは終わりました。

チャリティーにご協力下さいました会員の皆様、募金いただきました皆様、ありがとうございました。



いまさら
聞けない**「業際問題」**

行政書士が業務として扱うことができるかできないかの判断で迷ったことはありませんか？
実際、行政書士の業務範囲は非常に広いので、主立った業務以外は「あれ？これはできるんだ
ったかな？」と迷ってしまうケースも少なくありません。知らずに他士業の業務を行ってしまった…
こんなミスはなんとしても避けなければなりません。

そこで、今号から3回にわたって「いまさら聞けない『業際問題』」というタイトルで特集
記事を組むことにしました。第一回目の今号では「業際問題の基礎」を扱います。

さて、ごくごく基礎的なことなので「何をいまさら」と思われる諸先輩方もおられると思い
ますが、本連載は「いまさら聞けない」問題を扱っていますので、どうかご容赦ください。



それではさっそく本論に入りましょう。まずわたしたち行政書士が行える業務はご存じのと
おり行政書士法で定められています。

第一条の二

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類
(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の
知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)
を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条
において同じ。) その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調
査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

つまり、官公署に提出する書類や権利義務、事実証明に関する書類を作成できるわけです。

しかし、続く次の条文が大事です。第一条の二 第二項には下記のように記されています。

2

行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法
律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

つまり、他の法律で制限されているもの、言い替えますと、



他士業の業務であると法律上明示されているもの についてはわたしたち行政書士は扱えない

ということです。では次に、隣接する業務に関して法律上のどんな条文があるのか、今回はその一つを挙げてみましょう（法律をすべて紙面に掲載していくと支部だよりまるまる1号分になりますので括弧内や後半部分は割愛しています）。

たとえば、会社設立で関係の深い司法書士の業務に関してはどんな条文があるのでしょうか？
司法書士法の条文はこのようなものです。

第三条

司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。
- 六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起については、代理することができない。

(以下省略)

簡単に言うと、法務局に提出する登記に関する書類や供託に関する書類、裁判所や検察庁に提出する書類は上記第三条にあるとおり、



作成も手続きも、そしてまた事務についての相談 に応じることすらできない

ということがわかります。

会社の設立で目にする機会の多い「登記申請書」ですが、作成することも提出することも、そしてまた相談に応じることもわたしたち行政書士の業務ではないということになります。そして、こういうことも言えるでしょう。つまり、



『遺産分割協議書』や『遺言書』を非行政書士(除く、弁護士)が業として作成することは、不動産が相続財産に含まれていない場合には、司法書士法違反になることはありませんが、行政書士法違反となる可能性が高い

ということです。



これはほんの一例ですが、隣接する士業としては他にも、税理士・弁護士・弁理士等あり、これらの士業すべてに関して法律による制限があります。行政書士の業務範囲は非常に広いので「これはどうなのだろう?」と思ったときに、先輩方に尋ねることは間違いではありません。ですが、他の法律で制限されていないかをまずは自分自身で確認することは大切なことと言えるでしょう。

次回は税理士の分野について扱います。お楽しみに!

column

行政書士のバッジはコスモスをモチーフにしています。そしてコスモスは調和や真心を意味しているそうです。身近な問題においての『「調和」のために「真心」込めてお手伝いします』というわたしたちの姿勢を表しているとのこと。

つまり私たちのバッジは「まずは行政書士に相談してみませんか」ということを物言わずして語りかけているということなんですね。ちなみに弁護士のバッジは「正義」とか「公正」を意味しているそうです。それぞれの役割をうまく表している気がしますね。

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H24. 6. 1	5232	川原 亘	北・東区1
2.H24. 6. 1	5236	山根 勇勝	北・北区3
3.H24. 6. 1	5237	小川 逸郎	中・西区1
4.H24. 6. 1	5239	牧野 寛	南・南区
5.H24. 6. 1	5242	穂刈 由美子	北・東区3
6.H24. 6. 1	5243	坂東 孝宏	北・東区2
7.H24. 6. 1	5244	浅野 暢也	中・中央区5
8.H24. 6. 1	5246	高橋 仁	南・江別区
9.H24. 7. 1	5247	永浦 弘章	南・江別区
10.H24. 7. 1	5249	濱口 貴行	北・北区1
11.H24. 7. 1	5250	播磨 章浩	東・白石区2
12.H24. 7. 1	5251	佐々木 美雪	中・西区1
13.H24. 7. 1	5253	中本 淳	南・恵庭区
14.H17. 2.15	5254	高木 一郎	中・中央区4(転入)
15.H24. 8. 1	5257	坂下 実香	中・中央区5
16.H24. 8. 1	5258	大和田 義真	中・中央区2
17.H24. 8. 1	5259	安田 大祐	北・北区1
18.H24. 8. 1	5262	田中 由美子	中・中央区4
19.H24. 8. 1	5264	田畑 優	南・厚別区
20.H24. 8. 1	5265	千田 均	中・中央区4
21.H19. 9. 1	4858	山本 康夫	東・豊平区1(転入)

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H24. 6.15	1460	堅田 久	中・中央区1
2.H24. 5.19(死亡)	1111	大谷 輝雄	中・中央区1
3.H24. 6.20	4541	岸 あつむ	南・江別区
4.H24. 3.21(死亡)	4027	中村 道雄	北・東区1
5.H24. 6.30	2234	三浦 清一	北・北区2
6.H24. 7. 2	4818	佐藤 芳彰	北・東区2
7.H24. 7.31	4890	野呂 敏彦	北・東区3



編集後記

『ホップクルツ製法』。ホップクルツとは、ビールの本場、ドイツの言葉で高温短時間仕込み製法のことであり、某ビール会社の北海道限定のアレに採用されているものです。北海道のビールが美味しいと言われるのは、北海道の気候などがドイツに似ていることも一因で、例えば近年増えてきた北海道産のワインも他県に比べてドイツ系の品種が多いのが特徴です。支部会員交流会では生ビールで乾杯しましたが、生ビールは英語でdraft beerといいます。ちなみに、draftは徴兵という意味もあり、その対義語がvolunteerつまり義勇兵です。しかしvolunteerといえば、ボランティア活動のボランティアの方が日本人にとっては一般的でしょう。ところ

で、世界で一番ボランティア制度が発達していると言われているのが、6つの大きな公益福祉団体を擁するドイツです。福祉といえば、生存権などの日本国憲法の規定は、言わずもがなドイツのワイマール憲法の影響を受けています。

考えてみると、お酒も福祉も、修道院を始めとした宗教とは切っても切り離せない関係がありますね。繋がるものには根拠があるのだなあと思う今日この頃です。それとも根拠があるから繋がるのでしょうか。これではニワトリと卵ですね。キリがないので、ニワトリがキジ科の生き物だという、筆者が最近知って衝撃を受けた事実を以て筆をおかせて頂きます。ご清覧ありがとうございました。(安西)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第126号 2012年9月26日発行

発行人 宮元 仁 編集人 長谷川征輝
 発行所 北海道行政書士会札幌支部
 札幌市中央区北1条西8丁目
 丸二羽柴ビル4F
 TEL (011) 271-0773
 FAX (011) 271-6126
 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー
 北広島市西の里507番地の1
 TEL (011) 375-2116
 E-mail:rihabiri@selp.net
 頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>
 ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>